

## 第942回教育委員会臨時会会議録

- 1 招集日時 令和3年3月25日(木)午後1時30分
- 2 招集場所 第二会議室
- 3 出席者 伊東教育長, 齋藤委員, 小川委員, 小室委員, 佐浦委員 (千木良委員欠席)
- 4 説明のため出席した者  
小林理事兼教育次長, 松本教育監兼教育次長, 安住総務課長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長, 時枝教職員課長, 千葉義務教育課長, 遠藤参事兼高校教育課長, 川村特別支援教育課長, 浅野施設整備課長, 鈴木スポーツ健康課長, 嘉藤参事兼生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時32分

### 6 第942回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 齋藤委員及び小室委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配布資料のとおり。

### 7 秘密会の決定

#### 4 議事

第1号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第6号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第8号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

第10号議案 宮城県文化財保護審議会委員及び部会委員の人事について

第11号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第12号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

伊東教育長 「4 議事」の第1号議案, 第6号議案, 第8号議案及び第10号議案から第12号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。

秘密会とする案件については, 「6 資料」の紹介後に審議することとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

### 8 議事

#### 第2号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明者: 松本教育監兼教育次長)

第2号議案について, 御説明申し上げます。資料は, 4ページから7ページである。

資料7ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが, 選考の事務手続を正確かつ迅速に行うため, 必要となるものである。「2 改正内容」については, 様式第1号「宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書」に職員番号欄を新たに加えるものである。

なお, 改正規則は, 3に記載のとおり令和3年4月1日に施行することとしている。

以上, よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) (質疑なし)

伊東教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第3号議案 第3号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

(説明者：松本教育監兼教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、8ページから11ページである。

資料11ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、令和3年4月1日に宮城県教育委員会行政組織規則が改正され、職制が変更されることに伴い、改正が必要となるものである。「2 改正内容」であるが、本規則で定める「教育次長の職にある者」を「職制上これを直接補佐する職その他これに準ずる職にある者」に改めることで、免許状更新講習を受講できる者として、変更後の職名を包含する表記とするものである。あわせて、宮城県内の公立学校の教育職員として「任命された者」を「任命されたことのある者」に改めることで、表現の適正化を行うものである。

なお、改正規則は、3に記載のとおり令和3年4月1日に施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )

伊 東 教 育 長 ( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

### 第4号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

(説明者：小林理事兼教育次長)

第4号議案について、御説明申し上げます。資料は、12ページから18ページである。

資料18ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、海洋総合実習船宮城丸等の、本県の船舶に乗り組む職員の給与水準については、他の都道府県と比べて低い水準にあることから、給与条件の改善を図るため、改正を行うものである。「2 改正内容」であるが、知事部局において、令和3年4月から船員に対する初任給水準の上乗せ及び現行の給料月額と合わせた給料の調整額の支給を行うこととしていることから、本規則の対象である宮城丸の甲板員、機関員等の単純労務職員についても同様の取扱いが可能となるよう、必要な改正を行うものである。改正の具体的な内容については、資料16ページから17ページの新旧対照表に記載のとおりである。

なお、改正規則は、3に記載のとおり、令和3年4月1日に施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )

伊 東 教 育 長 ( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

### 第5号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(説明者：小林理事兼教育次長)

第5号議案について、御説明申し上げます。資料は、19ページから23ページである。

資料23ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、公務運営の効率的運用を図るため、職員等が出張する際に、県内で新幹線を利用することができる範囲を拡大するものである。「2 改正内容」であるが、出張において新幹線以外の鉄道が最も経済的な交通手段であった場合でも、新幹線駅周辺の特定の市町村が出発地等である場合には、新幹線を利用することが認められていたが、この市町村の要件を撤廃し、所属長等が必要と認める場合には新幹線を利用することができるよう、改正を行うものである。具体的な改正内容については、資料21ページから22ページの新旧対照表に記載のとおりである。

なお、改正規則は、3に記載のとおり、令和3年4月1日に施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )

伊 東 教 育 長 ( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

### 第7号議案 宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則の廃止について

(説明者：松本教育監兼教育次長)

第7号議案について、御説明申し上げます。資料は、28ページから30ページである。

資料30ページを御覧願いたい。「1 廃止理由」であるが、令和3年度の組織改編に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例が制定され、学校における体育に関することを除く、スポーツに関する事務が、教育委員会から知事部局に移管されることとなる。これに関連し、現在、教育委員会で所管しているライフル射撃場条例及び総合運動場条例についても知事部局に移管されることとなるため、関係する教育委員会規則を廃止しようとするものである。

廃止規則は、「2 施行期日」に記載のとおり、令和3年4月1日から施行することとしている。なお、廃止する2つの規則については、移管先である知事部局において、新たに制定することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第9号議案 自然の家管理規則の一部改正について

(説明者：小林理事兼教育次長)

第9号議案について、御説明申し上げます。資料は、34ページから45ページである。

はじめに、資料45ページを御覧願いたい。「1 改正理由」及び「2 改正内容」にあるとおり、3月19日の県議会本会議において、自然の家条例の一部を改正する条例が可決され、使用料の納入時期が、「使用しようとする日までに前納」から「使用した日から30日以内の納入」に改められた。これに伴い、自然の家の使用料については、今後は前納ではなく後納となることから、現行の自然の家管理規則において前納を前提として定められている規定を削除するものである。また、自然の家条例の一部改正により、自然の家管理規則において影響を受けるその他の規定及び様式について、文言の整理を行うものである。改正の具体的な内容については、資料39ページから44ページの新旧対照表に記載のとおりである。

なお、改正規則は、3に記載のとおり、条例の施行期日と同日の令和3年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第13号議案 宮城県文化財保存活用大綱について

(説明者：小林理事兼教育次長)

第13号議案について、御説明申し上げます。資料は、58ページ及び別冊並びに参考資料1及び2である。

宮城県文化財保存活用大綱は、文化財の保存と活用の基本的な方針を明示するとともに、市町村による地域計画策定等を推進するため策定するものである。

はじめに、大綱策定の経緯について御説明申し上げます。参考資料1を御覧願いたい。「1 策定の背景」にあるとおり、文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共有の財産である。現在、過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の継承の基盤であるコミュニティが脆弱化し、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっている。また、地域活性化に活用できる資源として、文化財に求める期待も高まってきている。

このような社会情勢の変化を踏まえ、平成30年6月、未指定の文化財を含めた有形・無形の文化財をまちづくり等の地域活性化に活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財の継承と活用に取り組むことを目的に、文化財保護法が改正された。この法改正により、都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策となる大綱を策定できることとなった。また市町村は、都道府県が策定した大綱を踏まえ、文化財の保存・活用に関する総合的な地域計画を作成し、国の認定を受けることができるようになった。

市町村は、この地域計画を策定することにより、文化財をまちづくりや観光に活かすことができるほか、

地域計画が国の認定を受けた場合は、国庫補助金の補助率かさ上げや、新たな補助金を活用できるなどのメリットがある。なお、現在、県内では、涌谷町で地域計画を策定中と伺っている。

次に、参考資料2を御覧願いたい。大綱の概要について御説明申し上げる。まず、資料左側であるが、左上は、先ほど御説明した大綱策定の背景と目的である。左下では、県内の文化財の保存と活用に関する現状を6つの観点から整理し、その結果、見えてきた「人材の不足、体制の未整備」などの課題をまとめている。次に、資料右側であるが、右上に、基本理念として「永続的な文化環境の維持と創出—知って、活かして、伝える文化財—」を掲げ、その下に推進のための3つの視点を示している。資料右下には、基本理念や推進の視点を踏まえた4つの基本方針を示している。方針1の「文化財を守り育む土台をつくる」では、人材育成と体制整備、方針2の「文化財を適切に理解する」では、文化財が有する多様な価値の理解促進、方針3の「文化財を循環型社会システムに組み込む」では、社会と連動した持続的な保存活用の推進、方針4の「文化財の災害対応力を高める」では、防災体制の整備と防災意識の向上等を目指す。これらの方針ごとに具体的施策を掲げ、その実現を目指すことにより、文化財の確実な継承と活用が図られるものと考えている。

大綱の概要については、以上である。

最後に、策定の経過等について御説明申し上げる。参考資料1にお戻り願いたい。「3 策定の経過」にあるとおり、大綱策定にあたっては、令和元年8月に文化財保護審議会へ諮問し、その後、1年以上にわたって議論が重ねられてきた。また、市町村教育委員会へのアンケート及び素案に関する意見照会、パブリックコメントなども実施し、様々な御意見を踏まえ、先月18日に最終案がとりまとめられ、審議会から答申を受けたところである。本日、本大綱について承認いただいた場合には、文化財保護法第183条の2第2項に基づきこれを公表する予定としている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 )

佐 浦 委 員  
文 化 財 課 長

涌谷町が先行して地域計画を策定しているのはなぜか。

涌谷町では県の大綱策定前に地域計画の策定に当たっている。これは、涌谷町のほか、気仙沼市、南三陸町、岩手県の陸前高田市及び平泉町の2市3町に所在する文化財で構成されている「みちのくGOLD」というストーリーが日本遺産に認定されており、涌谷町では、この日本遺産を活用した町作りを既に進めていたためと思われる。

小 川 委 員

文化財の教育への利用価値をもっと模索してはどうか。教育の中では、既に文化財を活用しながら地域を知る機会等があると思うが、学校現場の教員が文化財を実際に見て知る機会を増やすことで、子供の表現力を高めるといった視点や、社会や歴史を知るといった視点といった、様々な視点から文化財の利用価値を見直すことが可能となり、活用の可能性はいつそう広がると思う。今後の審議会等においても、そういった視点を持った方が委員となって検討する必要があるのではないか。

文 化 財 課 長

審議会について、大綱の策定に関しては答申という形で承認いただいているため、今後は、委員からの御意見にあったように、文化財の活用方法等についても検討を進めてまいりたい。また、教育委員会としては、各学校の意見も踏まえながら、教員がよりいっそう文化財の活用を図ることができる方法等についても模索していきたい。

伊 東 教 育 長

大綱の中では、学校教育との連携についても位置づけられているため、今後は具体的な方法について検討することになると思われる。

小 川 委 員

活用を進めていくと、この文化財はこの教科のこの部分で非常に役立つとか、この年代の子供はこの文化財に強い興味を示すといった、様々なデータが蓄積されていくと思う。このデータを学校現場と共有することで、更に活用の幅が広がって新たな活用実績が蓄積されていくというような循環を作っていく必要があると思う。

小 林 理 事

大変重要な観点から御提言いただいた。大綱の38ページに学校教育における文化財の活用・普及啓発について記載があるが、社会や芸術の授業での活用も想定して大綱を策定している。今後、本大綱に基づき具体的な施策を進めていく上で、文化財がどのよ

うに活用されているか、審議会等の場でもより見えるような形で示しながら、学校現場でいっそう活用が進むよう取り組んでまいりたい。

齋藤委員

小川委員の意見に大いに賛成する。大綱の54ページに「教育的意義を明確にした学校教育との連携」という項目があるが、文化財を教育委員会が所管していることを大いに活かして欲しい。これまで文化財は、どちらかと言えば地域で文化財に詳しい一部の方々が守ってきたという印象が強いが、地域には教育に活かせる文化財がたくさんあるため、それらを掘り起こしていくことで、子供たちに文化財を守ってもらうといった視点の転換も必要と考える。数年前、みやぎ総文祭で全国の様々な地域の民俗芸能等を拝見した際に、しっかりと文化が守られていると感じたものの多くは、保存や活用の中心に高校生が関わっていた。例えば、岩手県の鬼剣舞を何十人もの子供たちが踊る姿は勇壮で圧巻だった。しかし、宮城県はこういった例が少ないと感じる。文化財を教育の場面で活かしやすいよう工夫していかないと、子供たちが文化財に触れることが難しくなる。小川委員の提案にもあったように、統計的に分類するなどして様々な文化財に触れやすくすることで、教員も今まで気づいていなかったものに気づくこともあると思うので、是非そういった洗い出しをしていただきたい。そうすることで、子供たちも、自分たちの地元にある文化財がいかに大切に貴重かということに気づいていくのではないかと。

伊東教育長

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

## 9 課長等報告

### (1) 第2期宮城県教育振興基本計画第2次アクションプラン(案)について

(説明者：教育企画室長)

「第2期宮城県教育振興基本計画第2次アクションプラン(案)について」御説明申し上げます。資料は、1ページ及び別紙1、2並びに別冊である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 策定の趣旨」であるが、現在の第1次アクションプランは、第2期宮城県教育振興基本計画に基づき実施する具体的な事業の内容や期間、成果の数値目標等を示すものとして、平成29年3月に策定しており、計画の期間は今年度までの4年間となっていた。計画期間の終了に伴い、その検証を行うとともに、知事部局において策定する「新・宮城の将来ビジョン実施計画」との整合も踏まえ、新たな事業などを反映した、令和3年度から5年度を期間とする第2次アクションプランを策定するものである。

次に、「2 第2次アクションプランの内容」であるが、第1次アクションプランの検証について、主な取組の概要、成果・課題や目標指標の推移等を掲載している。また、その検証の内容も踏まえながら、第2期計画における取組の方向性に基づき、3年間の主な取組内容と年度ごとの目標値を掲載している。具体的には、基本方向ごとに主な事業の一覧を掲載するほか、令和3年度に特に注力する事業について、それぞれの事業の概要を示す事業イメージ図を掲載している。

次に、「3 第2次アクションプラン掲載事業」であるが、「(1) 掲載事業数」は298事業であり、このうち令和3年度の新規事業は11事業である。この新規事業については、別紙1にまとめているので、後ほど御覧願いたい。次に、「(2) 令和3年度当初予算額」は約495億4千万円であり、令和2年度当初予算額と比較して、約71億円の減額となっている。これは、石巻好文館高校の改築や松島自然の家の本館建設等、大型のハード整備事業が計上されていたことなどが要因となっている。

次に、主な記載内容について、別冊資料に基づき御説明申し上げます。別冊の8ページを御覧願いたい。新たに追加した「Ⅲ 第1次アクションプランの検証」になるが、中段に毎年度実施している「点検及び評価」の結果を表で示している。この中で基本方向1、2、3及び9について、毎年度「やや遅れている」と評価しており、これらの分野の課題解決に向けて引き続き取り組む必要があることや、今般の新型コロナウイルス感染症拡大などの社会情勢の変化等も踏まえた取組を推進していくことなど、総括的な方向性について記載している。また、9ページから17ページでは、10の基本方向毎に、第1次アクションプ

ランにおける主な取組の概要や、成果・課題、目標指標の推移の状況について記載しているため、後ほど御覧願いたい。

次に、18ページ以降に記載している「IV 基本方向ごとの取組」について、31ページの「基本方向3 確かな学力の育成」を例に御説明申し上げます。はじめに「1 方向性」では、第2期計画から抜粋した10年間の取組の方向性を記載している。

次に、「2 第2次アクションプランにおける取組」のうち、(1)では、3年間の主な取組内容を記載しており、新たな取組も反映した内容となっている。例として、基本方向3では、児童生徒一人一人の能力や特性に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進・充実に向け、ICTの効果的な活用も図りながら取組を進める方針を記載している。また、32ページには、GIGAスクール構想を踏まえ、平常時におけるICTの利活用に加え、緊急時におけるオンライン授業等による「学びの保障」が可能となるよう、環境整備を推進する方針について記載している。

次に、33ページを御覧願いたい。「(2) 目標指標」では、第2次アクションプランにおける目標指標の一覧表を掲載しており、今回の策定に当たり、「新・宮城の将来ビジョン実施計画」に掲載される目標指標との整合を図っている。例として、基本方向3では、『話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う』と答えた児童生徒の割合」を新たに追加しており、これにより、新学習指導要領に掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善の取組の成果を測ることとしている。なお、目標指標全体については、別紙2に取りまとめているため、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、35ページの「3 令和3年度の主な事業」では、取組を構成する主な事業概要や事業期間、令和3年度当初予算額、担当課室などを記載している。御覧いただいている「基本方向3」以外の基本方向についても、ただ今御説明した「基本方向3」と同様の構成となっているので、後ほど御覧願いたい。

次に、88ページを御覧願いたい。10の基本方向の中から「令和3年度 特に注力する事業」として、それぞれの事業の概要を示す事業イメージ図を掲載している。このうち、新規・拡充事業を中心に、主なものについて簡単に事業内容を御説明申し上げます。

89ページを御覧願いたい。はじめに、「2 不登校児童生徒支援全体像」についてであるが、民間フリースクール等の関係機関との連携も図りながら、子供たちが「どこにいても、誰かとつながっている」ことを大切に支援を一層推進する方針としている。

次に、90ページの下段を御覧願いたい。不登校支援に関する個別事業のうち、主なものとして、「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」の拡充について掲載している。モデル事業として現在4市4校で取り組んでいる「不登校児童生徒学び支援教室」について、今年度見られた出席率の大幅上昇等の効果を踏まえ、より多くの子供たちへの支援につなげるため、令和3年度は全ての教育事務所管内で展開することとしている。

次に、93ページを御覧願いたい。「5 個別最適な学びに関するモデル事業」については、先ほど基本方向3でも御説明したとおり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、大学等と連携した実践的な研究に取り組むものである。

次に、95ページを御覧願いたい。「8 『学ぶ土台づくり』普及啓発事業」については、事業自体は継続のものであるが、幼児教育の質の向上を図るため、義務教育課内に新たに「幼児教育センター」を設置し、公立私立・施設類型の区別なく、専任の職員が研修や支援等の取組を行うこととしている。

次に、97ページを御覧願いたい。「12 地域連携型学校防災体制等構築推進事業」については、今年度取りまとめられた「学校防災体制在り方検討会議」の報告書の提言を踏まえ、地域ぐるみの学校防災体制の構築に向け、各学校における地域と連携したワークショップや合同避難訓練の開催等の取組を支援するものである。

これらの事業を含め、令和3年度においても、引き続きアクションプランに基づく施策等に着実に取り組み、本県教育の振興を図っていきたいと考えている。なお、本アクションプランについては、今月中に取りまとめの上、教育企画室ホームページで公表を行う予定である。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

齋藤委員 資料を拝見し、改めて教育と県の行政が深く関わっていることを実感した。ただ同時に、教育に対してこれほどのエネルギーが注がれているということについて、世の中にはあまり伝わっていないとも感じる。可能な限り教員や保護者をはじめ、多くの方々に対して情報発信し、県が教育に対して様々な面で力を尽くしていることを理解していただいて、協力していただくという体制を作っていくことが重要である。

教育企画室長 新しい宮城の将来ビジョンにおいても「子ども・子育て」が一つの柱となっており、県としても子育てに力を入れてくという方向性が示されている。広くPRしていくということは非常に大切であると考えているため、ただ今いただいた御意見を踏まえ、更に工夫していきたい。

小川委員 様々な目標を設定し、その達成状況を定期的にチェックすることで、こういった部分に注力すべきかを俯瞰的に捉えるために重要な資料である。確認だが、例えば、33ページの「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合について、これは1つの質問項目に対する回答だけで達成状況を判断しているのか、それともいくつかの関連する質問項目に対する回答を分析した上で総合的に判断しているのか。一口に「授業が分かる」といっても、子供たちごとに様々な捉え方があると思うがどうか。

教育企画室長 目標指標は端的に表す必要があるため、評価はこの指標の達成度のみを示している。しかし、県教育委員会としてはこの指標の評価のみが上げれば良いと考えているわけではなく、他の様々な評価方法等も活用し、実質的にどう変わっているのかを確認しながら、施策を進めていくことが重要と考えている。

小川委員 高校2年生で「授業が分かる」と答えた割合が約58%というのは、一見して低いと感じるが、子供たちの授業内容に対する理解が深まったことで、かえって「自分にはまだ理解できていない部分がある」と考えたことによるものならば良い結果と捉えられるし、教員の指導能力が不十分なことに原因があるならば問題である。やはり、このような結果となった要因が気になるころではある。もう一点確認したいのだが、目標値は何を基準に設定しているのか。全国平均等を参考にしているのか、あるいは何か絶対的な基準に基づいているのか。

教育企画室長 高校生に関する指標は全国平均等との比較を行って設定しているものではないが、この結果を受けて教員等が危機感を持つことで、例えば、よりわかりやすい授業をどのように展開していくのか検討するきっかけになると考えられる。他にも、高校教育課における教科指導の在り方や、教職員課や総合教育センターにおける研修の在り方を検討する場面等、様々なセクションにおいてこれらの指標を総合的に活用していくことを想定している。

伊東教育長 施策を一つの目標指標だけで評価することはできないため、他の様々な指標等とも組み合わせながら評価をしていかなければならない。目標指標については、常々、より良いものとなるよう検討を続けており、適宜見直しを図ってまいりたい。

## (2) 県有体育施設のネーミングライツについて

(説明者：スポーツ健康課長)

県有体育施設のネーミングライツについて御説明申し上げます。資料は、2ページである。

県有体育施設のうち、宮城県総合運動公園総合体育館のネーミングライツについては、令和3年3月31日でスポンサー契約が満了となるが、現在の契約スポンサー企業であるセキスイハイム東北株式会社から、契約を更新したい旨の申し出があった。当該申し出を受け、宮城県教育委員会広告審査委員会において、企業の妥当性、愛称の妥当性、金額、期間など応募内容を総合的に審査した結果、現在の愛称である「セキスイハイムスーパーアリーナ」で同社との契約を更新することに決定した。

なお、契約金額は現契約額と同額の、年間税別1,000万円であり、契約期間は令和3年4月1日か

ら令和6年3月31日までの3年間となる。引き続き、この愛称が多くの方々に親しまれるよう、県としても積極的に応援していきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

## 10 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（2月末現在）
- (3) 第76回国民体育大会冬季大会の結果について
- (4) 図書館企画展「東日本大震災文庫展XI あの日はいつもどおりのはずだった」
- (5) 美術館特別展「足立美術館展 ～横山大観、竹内栖鳳、華やかなる名品たち」
- (6) 東北歴史博物館特別展「デンマーク・デザイン展」

## 11 その他

総 務 課 長 | 次回の教育委員会定例会の日程については、4月15日（木）の午後1時30分開会  
| となっている。前回の会議でお示ししているが、改めてお知らせする。

12 閉 会 午後2時48分

令和3年4月15日

署名委員

署名委員